（管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令）

**第九十一条**　民法第二編第三章第五節の規定による非訟事件は、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　民法第二百六十四条の十第二項又は第二百六十四条の十二第二項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎明しなければならない。

3　裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、第一号に掲げる裁判をする場合において、その陳述を聴く手続を経ることにより当該裁判の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

一　管理不全土地管理命令（民法第二百六十四条の九第一項に規定する管理不全土地管理命令をいう。以下この条において同じ。）　管理不全土地管理命令の対象となるべき土地の所有者

二　民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判　管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者

三　民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判　管理不全土地管理人（同法第二百六十四条の九第三項に規定する管理不全土地管理人をいう。以下この条において同じ。）

四　民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判　管理不全土地管理人

五　民法第二百六十四条の十三第一項の規定による報酬の額を定める裁判　管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者

4　次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。

一　管理不全土地管理命令の申立てについての裁判

二　民法第二百六十四条の十第二項の許可の申立てについての裁判

三　民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の申立てについての裁判

四　民法第二百六十四条の十二第二項の許可の申立てを却下する裁判

5　管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされた土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、当該金銭を管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所在地の供託所に供託することができる。この場合において、供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

6　裁判所は、管理不全土地管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

7　裁判所は、管理すべき財産がなくなったとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、管理不全土地管理命令を取り消さなければならない。

8　次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一　管理不全土地管理命令　利害関係人

二　民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判　管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者

三　民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判　利害関係人

四　民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を定める裁判　管理不全土地管理人

五　民法第二百六十四条の十三第一項の規定による報酬の額を定める裁判　管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令の対象とされた土地の所有者

六　前二項の規定による変更又は取消しの裁判　利害関係人

9　次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一　民法第二百六十四条の九第三項の規定による管理不全土地管理人の選任の裁判

二　民法第二百六十四条の十二第二項の許可の裁判

10　第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の十四第一項に規定する管理不全建物管理命令及び同条第三項に規定する管理不全建物管理人について準用する。

第三編第二章の章名を削る。

第九十条の前に次の章名を付する。

**第二章**　土地等の管理に関する事件

第九十二条を次のように改める。

（適用除外）

**第九十二条**　第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、この章の規定による非訟事件の手続には、適用しない。

第九十二条の次に次の章名を付する。

**第三章**　供託等に関する事件

（家事事件手続法の一部改正）

**第四条**　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二節　相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百九十条）」を「第十二節　相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（第百九十条）　第十二節の二　相続財産の保存に関する処分の審判事件（第百九十条の二）」に改める。

第三条の十一第三項中「又は管理」を削り、「同表の九十の項」を「同表の八十九の項」に、「第二百一条第十項」を「第百九十条の二」に、「管理人」を「清算人」に、「おける相続財産の清算に」を「おける相続財産の管理に」に改める。

第八十二条第三項中「及び第百五十三条（第百九十九条第一項」に改め、「含む。）」の下に「及び第百九十九条第二項」を加える。

第八十三条中「第百九十九条」を「第百九十九条第一項」に改め、「含む。）」の下に「及び第百九十九条第二項」を加える。

第百四十六条第二項中「第六項」の下に「、次条並びに第百四十七条」を加え、同条第四項中「次条」を「第百四十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（供託等）

**第百四十六条の二**　家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。

2　家庭裁判所が選任した管理人は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

第百四十七条中「財産がなくなったとき」の下に「（家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）」を加える。

第二編第二章第十二節の次に次の一節を加える。

**第十二節の二**　相続財産の保存に関する処分の審判事件

**第百九十条の二**　相続財産の保存に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2　第百二十五条第一項から第六項まで、第百四十六条の二及び第百四十七条の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判事件について準用する。この場合において、第百二十五条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。

第百九十九条の見出し中「に関する規定の準用」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第八十二条第二項の規定にかかわらず、遺産の分割の審判の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

第二百一条第一項中「別表第一の八十九の項」を「別表第一の九十の項」に改め、同条第三項中「管理人」を「清算人」に改め、同条第十項を削る。